

「台風21号三重県災害義援金」募集要綱

社会福祉法人三重県共同募金会

1. 趣 旨

台風21号による記録的豪雨により、伊勢市、玉城町をはじめ県内には大きな被害が発生しました。このため、三重県共同募金会（以下「本会」という）は、この災害で被災された方々を支援、援助することを目的に、義援金の募集を実施します。

2. 義援金の名称

台風21号三重県災害義援金

3. 受付期間

平成29年10月31日（火）から平成29年11月30日（木）まで

4. 義援金受入れ口座

金融機関		支店名	口座番号	口座名義
1	ゆうちょ銀行	00990-9-275745		三重県共同募金会 台風21号三重県災害義援金 (ミエケンキョウト`ウホ`キンカイ タイフウニ`ジュ ウイチコ`ウミエケンサイカ`イ`エンキン)
2	百五銀行	津駅前	0922456	
3	三重銀行	津	2880632	
4	第三銀行	津	6026229	
5	三重県信用農業協同組合連合会	本店	0013552	
6	三重県信用漁業協同組合連合会	本店	1543357	

※ 上記金融機関間の窓口からの振込手数料は無料です。

※ 百五銀行・三重銀行・第三銀行については、ATMからの振込手数料は無料です。

※ 三重銀行については、全国地方銀行協会加盟銀行の窓口からの振込手数料は無料です。

5. 義援金の配分

本会で取りまとめた義援金は、三重県、三重県共同募金会、日本赤十字社三重県支部、三重県社会福祉協議会等で構成する三重県災害義援金配分委員会でとりまとめ、被災地の各市町を通じて被災者に配分します。

6. 領収書の発行

各金融機関等での振込金受領書をもって税法上の優遇措置対象となります。

なお、寄附者が義援金について領収書を希望される場合は、別紙「台風21号三重県災害義援金」受領書希望者名簿に必要事項を記入のうえ、本会にお送りください。後日領収書を発行します。

7. この要綱は、平成29年10月31日から施行します。

8. お問い合わせ先

〒514-0003 三重県津市桜橋2丁目131

社会福祉法人 三重県共同募金会

担当：佐藤・上村

TEL 059-226-2605

FAX 059-221-0044